

給与計算システム ペイ・ワークス
令和6年全国健康保険協会管掌健康保険料率変更のお知らせ

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より給与計算システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

先般ご存知のこととは思いますが、令和6年3月分(4月納付分)より、全国健康保険協会管掌健康保険(以下、「協会けんぽ」という。)の健康保険料率(一般保険料率)、特定保険料率、基本保険料率、介護保険料率が改定されます。

お手数ですが、以下の要領で料率の登録を行っていただきますようお願いいたします。

敬具

記

■ 改定内容について

協会けんぽの健康保険料率、特定保険料率、基本保険料率、介護保険料率が改定されます。

※詳細につきましては『全国健康保険協会』のホームページをご確認いただくか、または協会けんぽの各都道府県支部までお問合せをお願い致します。

※組合管掌健康保険に加入している場合は、健康保険組合に御確認ください。

【健康保険料率(一般保険料率)・基本保険料率】

令和6年3月分(4月納付分)より

協会けんぽ ホームページ (令和6年度都道府県単位保険料率)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r06/240205/>

※健康保険の内訳(特定保険料率・基本保険料率)を給与明細に表示する等でご使用されているお客様は、今回の改定に伴い特定保険料率・基本保険料率も変更されますので、都道府県毎の特定保険料率をご確認・変更をお願いいたします。

※システムでは、特定保険料率のみ社会保険テーブルで管理します。基本保険料は「健康保険料 - 特定保険料」で保険料を算出します。

【特定保険料率】

(改定前:令和6年3月分まで) 35.7/1000 → (改定後:令和6年4月分から) 34.2/1000

【介護保険料率】

(改定前:令和6年3月分まで) 18.2/1000 → (改定後:令和6年4月分から) 16.0/1000

■ 操作手順について

1. 社会保険テーブル画面にて、健康保険料、特定保険料、介護保険料 の登録を行っていただく必要があります。※保険料率の変更はお客様の運用によって変更時期が異なります。
 - ・3月分の保険料を3月給与で徴収する場合（当月徴収）
．．． **3月分の給与計算を行う前に**、保険料を変更してください。
 - ・3月分の保険料を4月給与で徴収する場合（翌月徴収）
．．． **4月分の給与計算を行う前に**、保険料を変更してください。
2. 翌月徴収のお客様で、**3月に賞与が支給される場合**は、1の作業に加え、**3月の賞与計算の前に**、「**2024年3月 開始**」の健康保険料テーブルを登録してください。このテーブルでは、賞与の健康保険料のみ変更し、給与の保険料は従来の保険料のまま 登録します。

操作方法の詳細につきましては、『令和6年3月 健康保険料率等 変更手順』 を参照してください。

以上、ご不明な点がございましたら、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

京葉システムサポートセンター

043-246-2380 9:00～17:30（平日）

メールでのお問い合わせ：support@keiyo-system.co.jp

以上